

**土地の利用履歴等調査
(大阪府吹田市竹見台4丁目)**

報 告 書

平成21年2月

大阪環境保全株式会社

大阪市住吉区我孫子東 2-6-17
TEL: 06 (6609) 5381
FAX: 06 (6609) 5380
指定調査機関指定番号 環 2003-1-132 号
大阪府 H15-1-39 号

目 次

ページ

I. 調査目的	1
II. 調査地	1
III. 調査期間	5
IV. 調査内容	5
V. 調査結果	6

添付資料

資料 I 登記簿関係資料
資料 II-旧地形図、旧住宅地図及び旧航空写真

添付参考資料

- I. 土壤汚染対策法に定める有害物質の種類
「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説
(財団法人 土壌環境センター 発行 平成15年9年)」より抜粋
- II. 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する有害物質使用特定施設
「水質汚濁防止法施行令」より抜粋

I. 調査目的

将来的な土地の形質変更に伴い土地の利用履歴等調査を行い、土壤汚染の可能性を調査する事を目的とする。

II. 調査地

1. 名 称 : 大阪府営千里竹見台住宅敷地
2. 所在地 : 吹田市竹見台 4 丁目 1 番 1 (地番)
(図-1 調査地位置図及び図-2 調査地平面図)
3. 地 目 : 宅地
4. 所有者 : 大阪府
5. 敷地面積 : 27896.26 m²

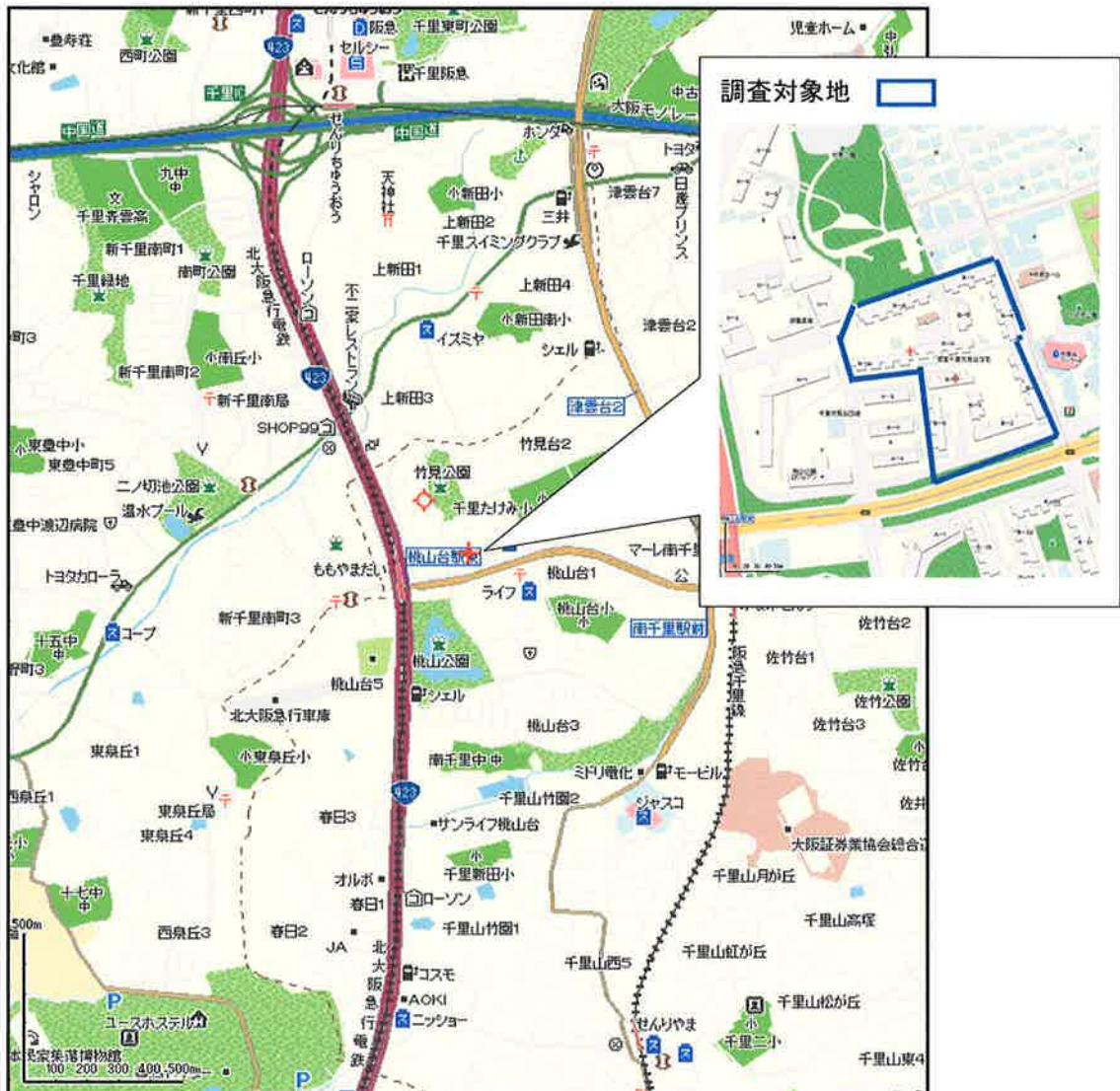


図-1 調査地位置図

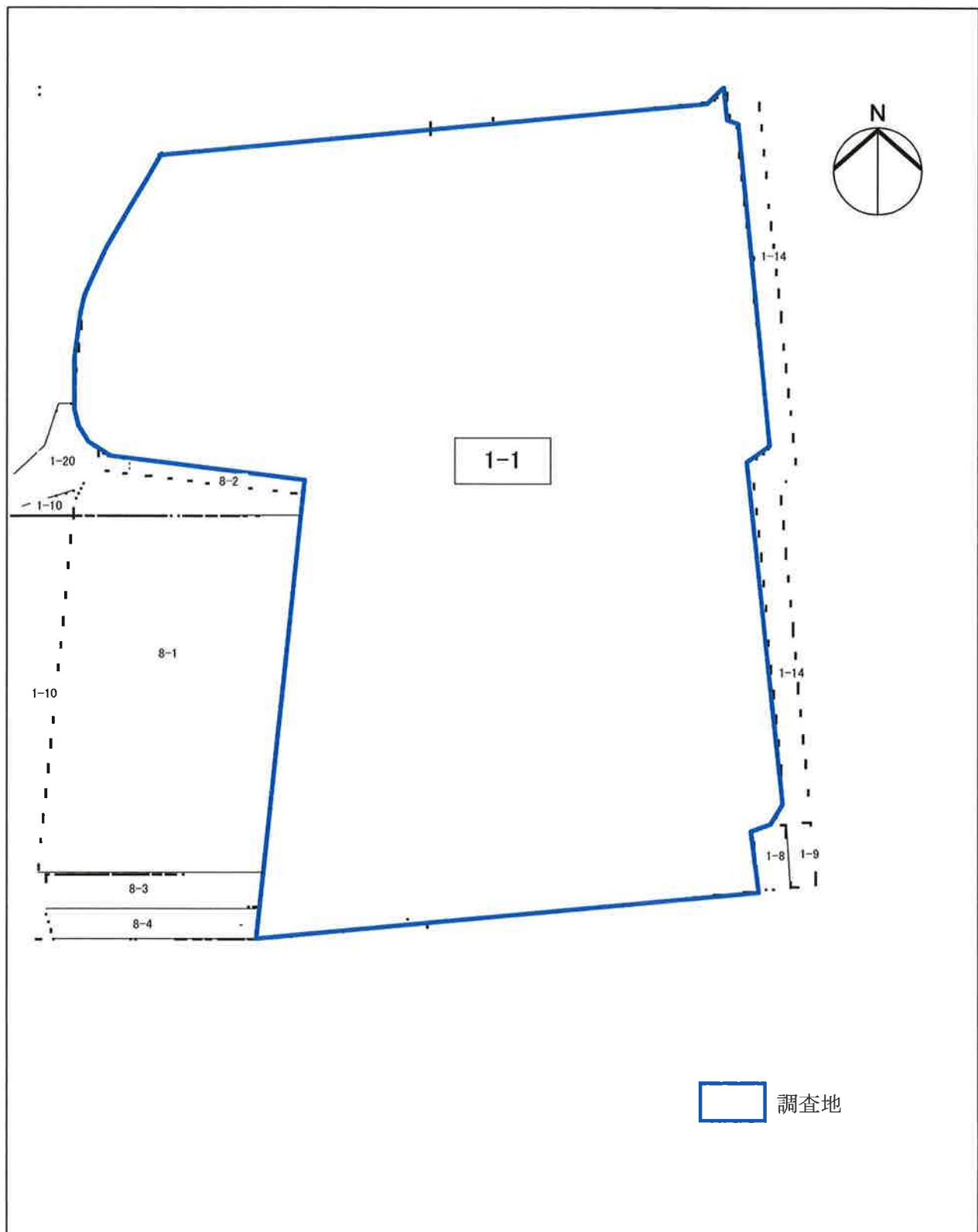


図-2 調査地平面図（地積測量図「大阪府 H19年11月15作成」より）

6. 地形・地質概要

調査地は、中国自動車道、千里 IC の南南東方約 1.6km の大阪府吹田市竹見台地先にある。吹田市は大阪府の中央部の北側、神崎川を隔て大阪市の北に位置し、東は茨木市、西は尼崎市、伊丹市、北は池田市、豊中市、箕面市に接している。地形は北東の千里山丘陵部、中央の豊中台地、西・南の低地部とからなっている。千里山丘陵は箕面山脈の断層崖下に半円形状に南に開き、海拔 134m の新千里北町から大阪湾に向かってゆるく傾斜している。地質は第三紀鮮新統～第四紀更新統中部で、大阪層群と呼ばれる主に砂れきと海成粘土の互層からなる。その西縁部に分布する標高 50m～20m にゆるく傾斜した第四紀更新統中・上部の段丘が豊中台地と呼ばれ、市街地の中心になっている。



図-3.1 大阪府の地形区分

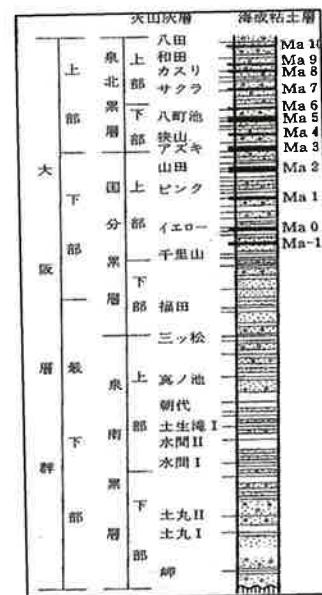


図-3.2 大阪層群の火山灰層と
海成土層の対比

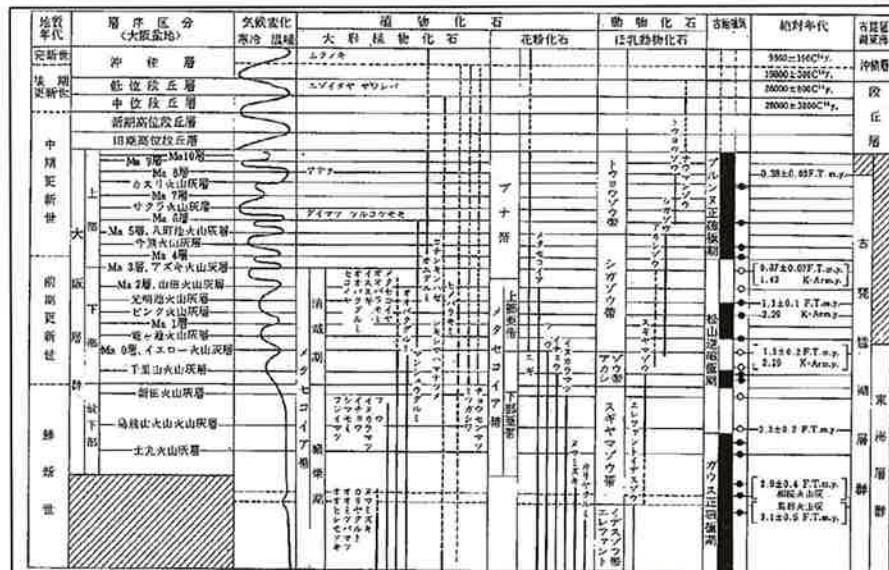


図-3.3 大阪層群にみられる生物群の変遷

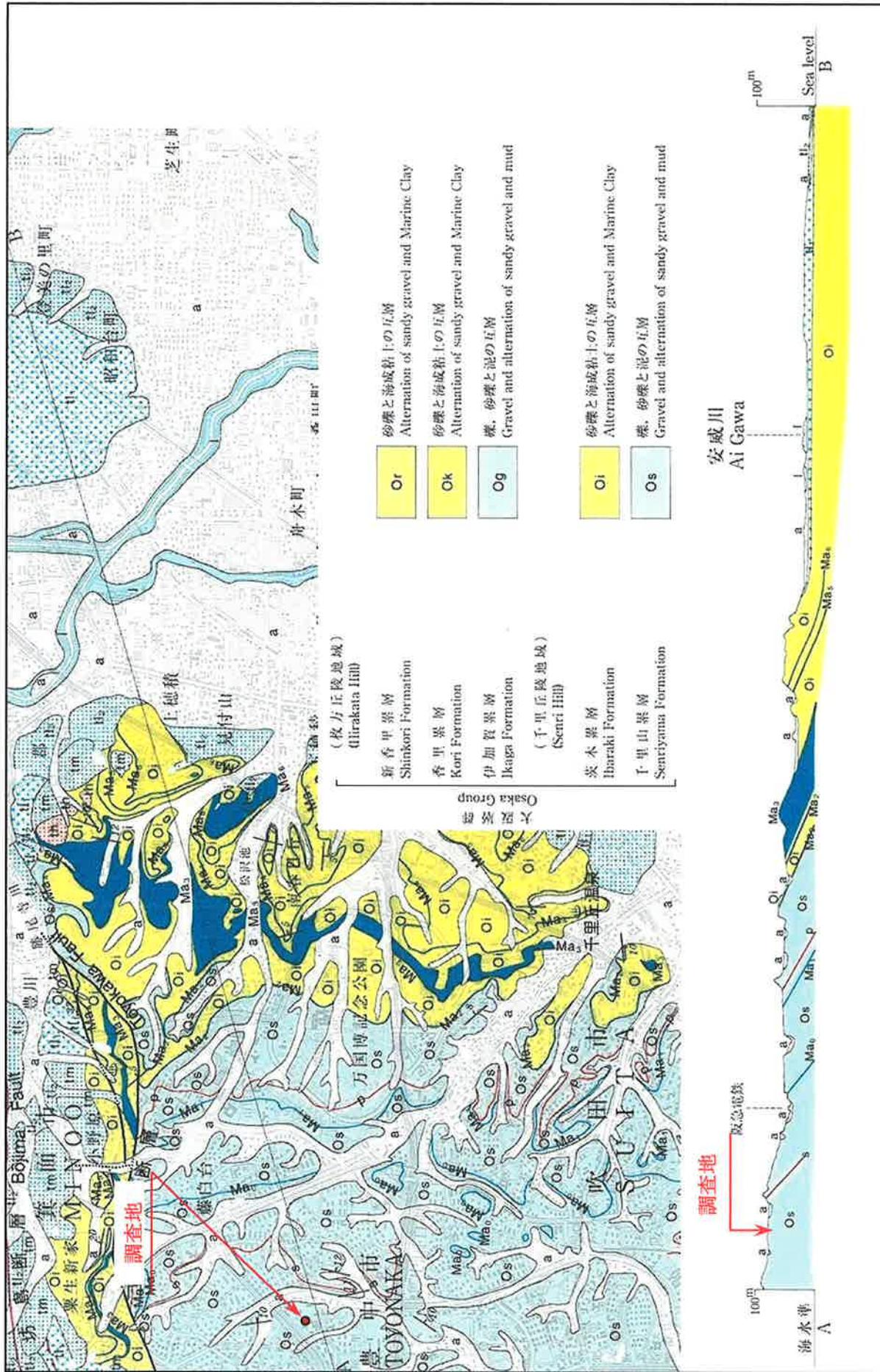


図-3.4 周辺地域の地質図

地質調査所：5万分の1地質図幅「大阪東北部」より

III. 調査期間

平成 21 年 1 月 15 日～平成 21 年 2 月 10 日

IV. 調査内容

1. 調査項目及び調査内容

No.	調査項目	調査内容
1	登記簿記載事項等による調査	調査地の土地の登記簿記載事項（資料 I）による土地利用の変遷の調査。
2	旧地形図、旧住宅地図及び旧航空写真による調査	旧地形図、旧住宅地図及び旧航空写真（資料 II）による調査地の土地利用の変遷の調査。
3	現在の調査地の土地利用状況	現地踏査による現在の調査地の土地利用状況の調査。
4	土壤汚染対策法に定める有害物質「参考資料 I」の使用施設の設置や使用等の履歴調査	調査地での土壤汚染対策法に定める有害物質の使用施設〔水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する有害物質使用特定施設「参考資料 II」〕の設置や使用等の履歴についての調査。
5	土壤汚染総合評価	1～4 の調査結果等から総合的に調査地の土壤汚染の可能性を評価。

2. 調査資料の出典

資料名	出典
大阪府の地形区分、大阪層群の火山灰層と海成土層の対比、大阪層群にみられる生物群の変遷、周辺地域の地質図	地質調査所：5 万分の 1 地質図幅「吹田市北部」
土地登記簿謄本	大阪法務局 北大阪支局 発行物
旧地形図、旧住宅地図	大阪府立中之島図書館 所蔵物
旧航空写真	財団法人日本地図センター 発行物
現在の調査地の写真	現地にて弊社撮影（平成 21 年 1 月 28 日）

V. 調査結果

1. 登記簿記載事項等による調査（資料-I 登記簿関係資料 参照）

調査地は、昭和45年9月5日新住宅市街地開発法による工事完了（記事）により、昭和46年6月に、宅地として登記されている。以下に、土地に関する登記簿記載事項の要旨を下に示す。

吹田市竹見台4丁目1番1

年代	所有者	地目	記事	地積
昭和46年6月	大阪府	宅地	昭和45年9月5日 新住宅市街地開発法による工事完了	27896.26 m ²

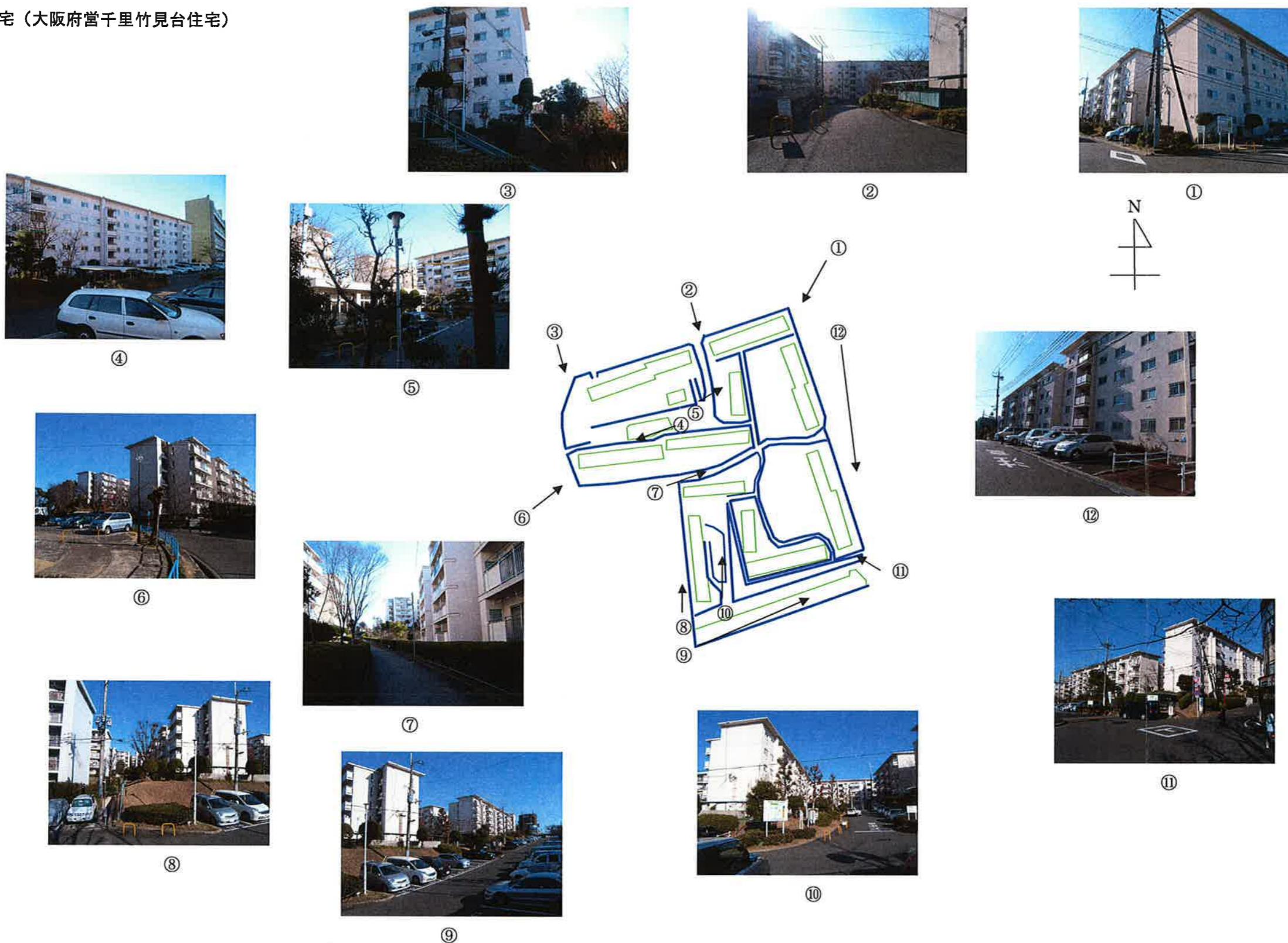
2. 地図や航空写真による調査

調査地は、昭和 23 年(1948 年)では、緑地帯(一部農地)である事を旧航空写真で確認した。以降、昭和 36 年(1961 年)の航空写真では緑地帯(一部農地)であったが、昭和 44 年(1969 年)及び昭和 46 年(1971 年)に旧航空写真で集合住宅を確認している。以降、平成 18 年(2006 年)に至るまで、旧航空写真では集合住宅、旧住宅地図では大阪府営竹見台住宅を確認している。(資料 II-旧地形図、旧住宅地図及び旧航空写真参照)

年代	根拠資料	調査地の土地利用状況
昭和 23 年(1948 年)	旧航空写真	緑地帯、一部農地
昭和 36 年(1961 年)	旧航空写真	緑地帯、一部農地
昭和 44 年(1969 年)	旧地形図	集合住宅
昭和 46 年(1971 年)	旧航空写真	集合住宅
昭和 51 年(1976 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
昭和 54 年(1979 年)	旧航空写真	集合住宅
昭和 55 年(1980 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
昭和 57 年(1982 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
昭和 60 年(1985 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
昭和 61 年(1986 年)	旧地形図	集合住宅
昭和 63 年(1988 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
平成 3 年(1991 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
平成 5 年(1993 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
平成 8 年(1996 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
平成 11 年(1999 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
平成 15 年(2003 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅
平成 18 年(2006 年)	旧住宅地図	大阪府営竹見台住宅

3. 現在の調査地の土地利用状況の調査

調査地 住宅（大阪府営千里竹見台住宅）



4. 土壤汚染対策法に定める有害物質の使用施設の設置や使用等の履歴調査

土壤汚染対策法に定める有害物質使用施設の設置や使用等の履歴	無いと考えられる。
-------------------------------	-----------

調査地は、登記簿記載事項等による調査では、昭和 45 年 9 月 5 日に新住宅市街地開発法による工事完了との記事がある。

また、過去の地図や航空写真による調査では、昭和 23 年(1948 年)には緑地帯(一部農地)であり、昭和 44 年頃から平成 18 年(2006 年)まで集合住宅(大阪府営竹見台住宅)を確認している。また、現地踏査による現在の調査地の土地利用状況の調査でも同住宅を確認している。

従って、調査地は、緑地帯(一部農地)及び集合住宅(大阪府営竹見台住宅)の土地利用履歴はあるが、土壤汚染の可能性が考えられる工場等の立地の履歴は無く、土壤汚染対策法に定める有害物質の使用施設〔水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する有害物質使用特定施設「参考資料Ⅱ」〕の設置や使用等の履歴は無いと考えられる。

5. 総合評価

総合評価	1～4 の調査結果から本調査地において土壤汚染が存在する可能性は極めて低いと考えられる。
------	--

資料 I

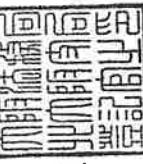
登記簿關係資料

大阪府吹田市竹見台4丁目1-1

全部事項証明書 (土地)

【表題部】 【不動産番号】	(土地の表示) 1209005173604			調製 平成15年2月24日	地図番号	余白
【所在】	吹田市竹見台四丁目			余白		
【①地番】	【②地目】	【③地 積】	【m ² 】	【原因及びその日付】	【登記の日付】	
1番1 余白	宅地	27896 余白	26	昭和45年9月5日 発法による工事完了	昭和46年6月30日 管轄転属により登記 平成15年2月24日	
【所有者】	大阪府					

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に記録されている事項はない。



平成21年1月27日
大阪法務局北大阪支局
登記官

行 谷 規 斗 志

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D30550 (1/1)

示表の地土		部題		表														地図番号	
番	番	番	番	壇 臺	宅 地	①地 番	②地 目	③地 番	地 質	積 量	原因及びその日付								
				貳	七	八	九	六	貳	大	昭和四五年九月五日 新住市街地開発法による工事 完了	昭和四六年六月參〇	登記の日付	平成元年三月四日閉鎖	木動産登記法施行規則 第七七条第一項の規定 により登記	木動産登記法施行規則 第七七条第一項の規定 により登記	木動産登記法施行規則 第七七条第一項の規定 により登記	木動産登記法施行規則 第七七条第一項の規定 により登記	木動産登記法施行規則 第七七条第一項の規定 により登記



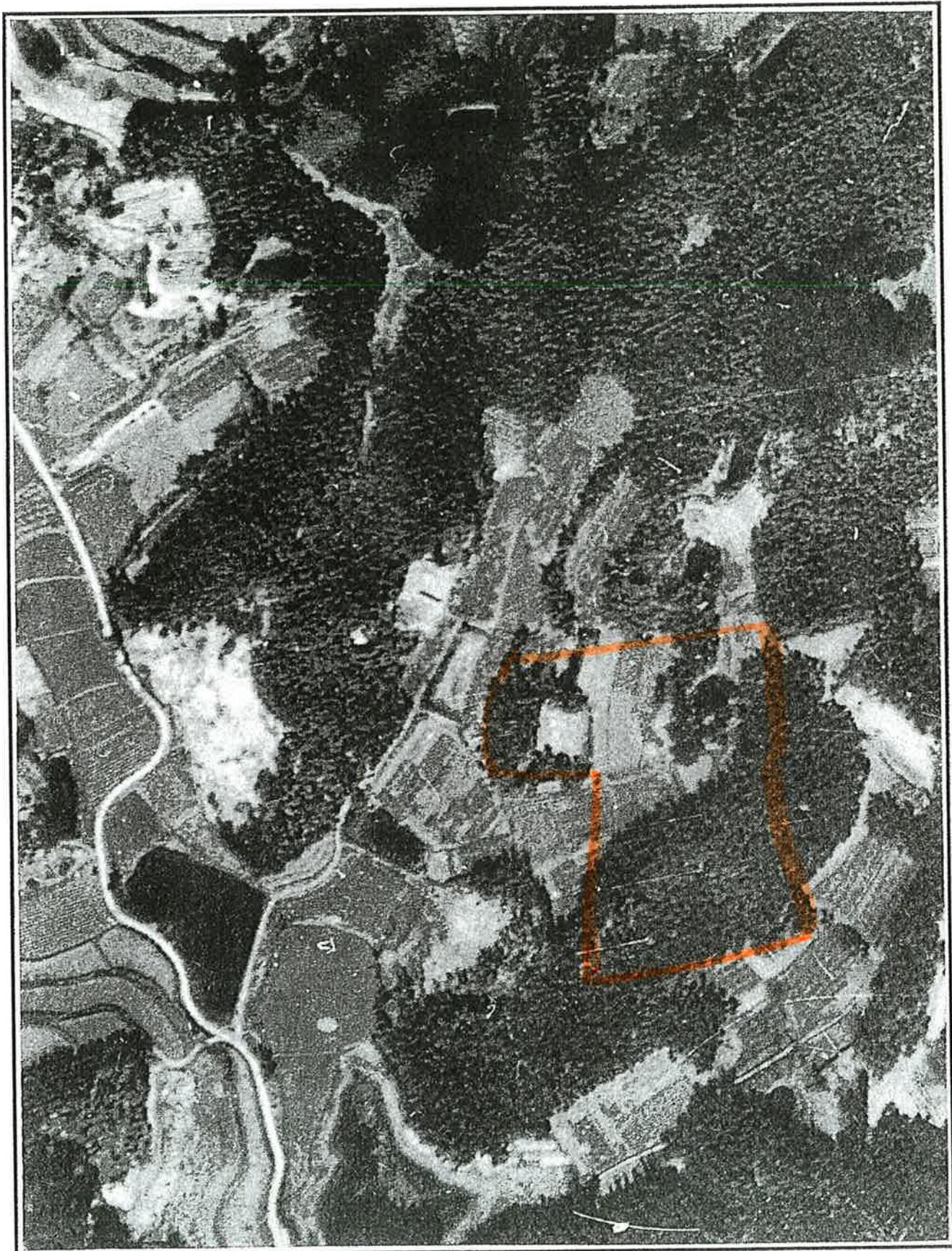
これは閉鎖登記簿の謄本である。

平成21年1月27日
大阪法務局北大阪支局
登記官 行谷 規斗志

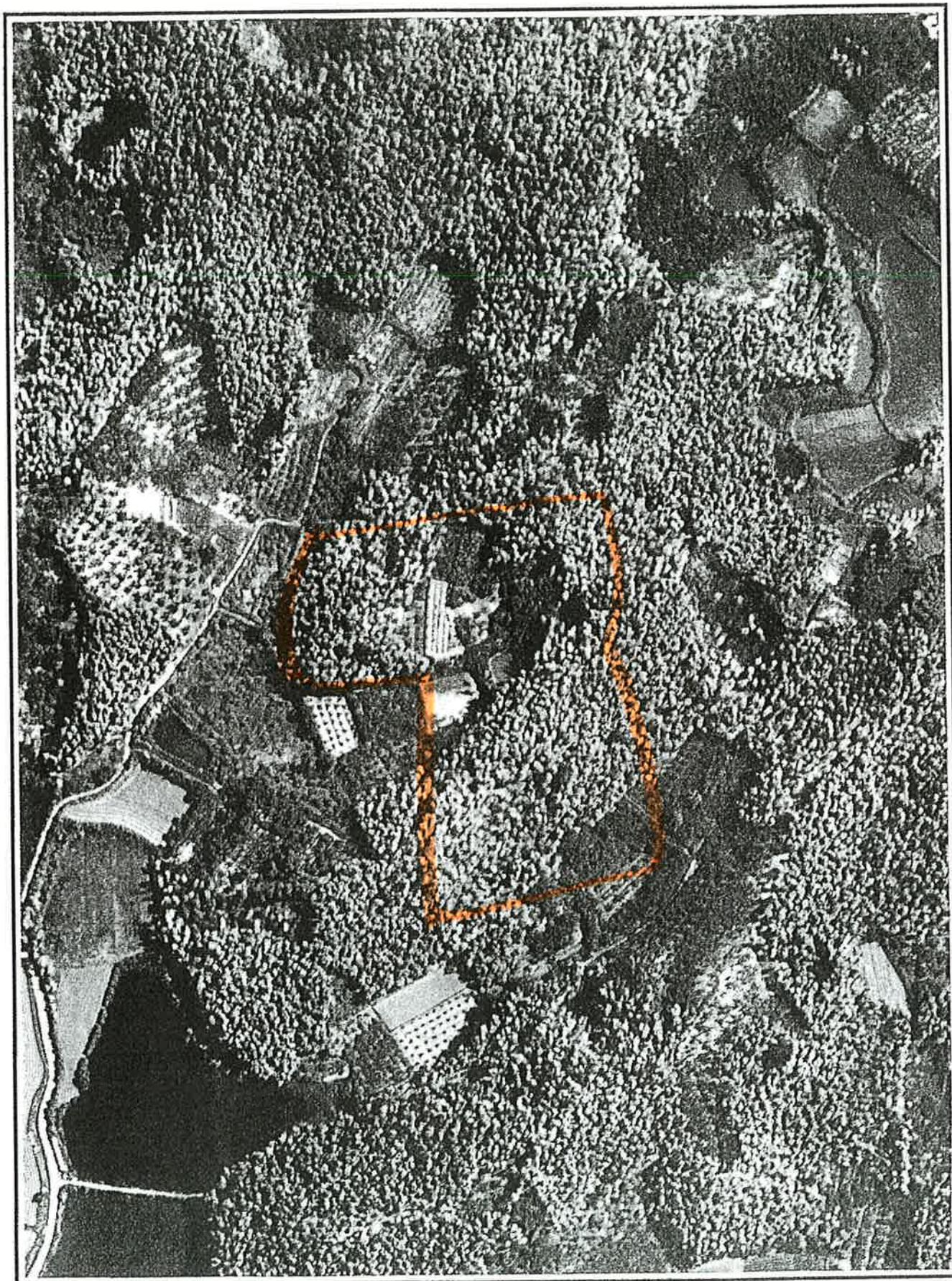
資料 II

旧地形図、旧住宅図及び旧航空写真

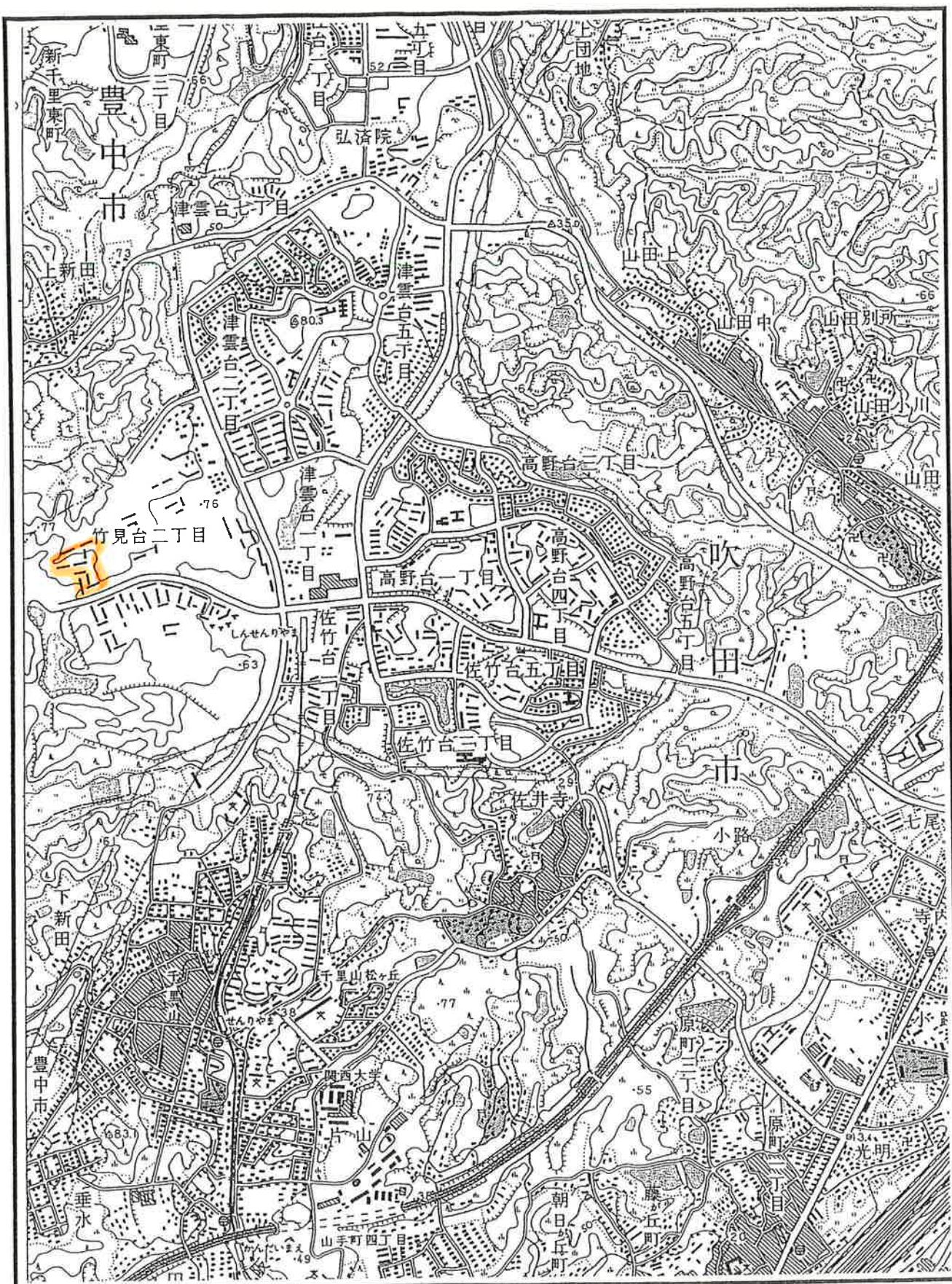
旧航空写真 1948年（昭和23年）



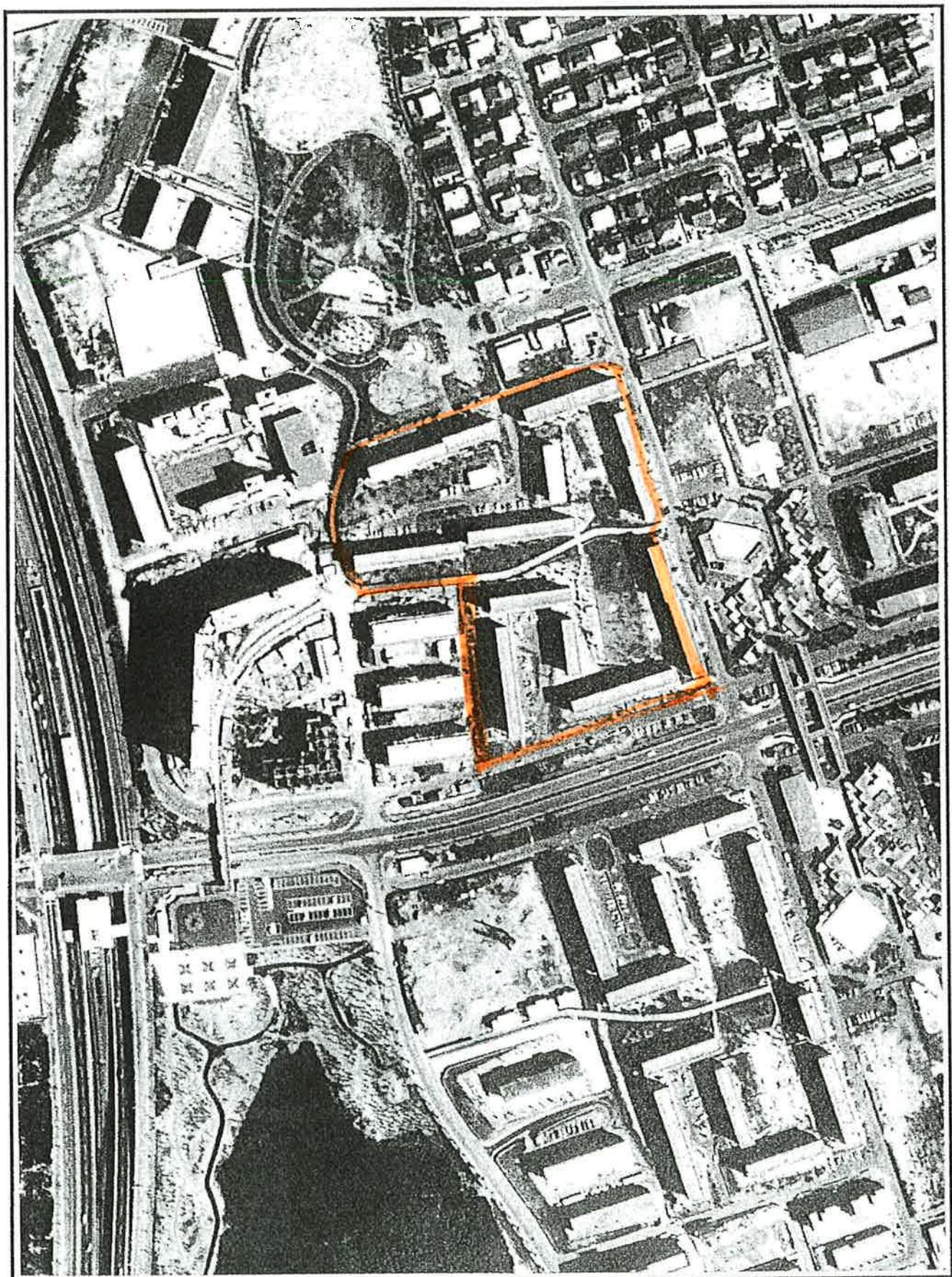
旧航空写真 1961年（昭和36年）



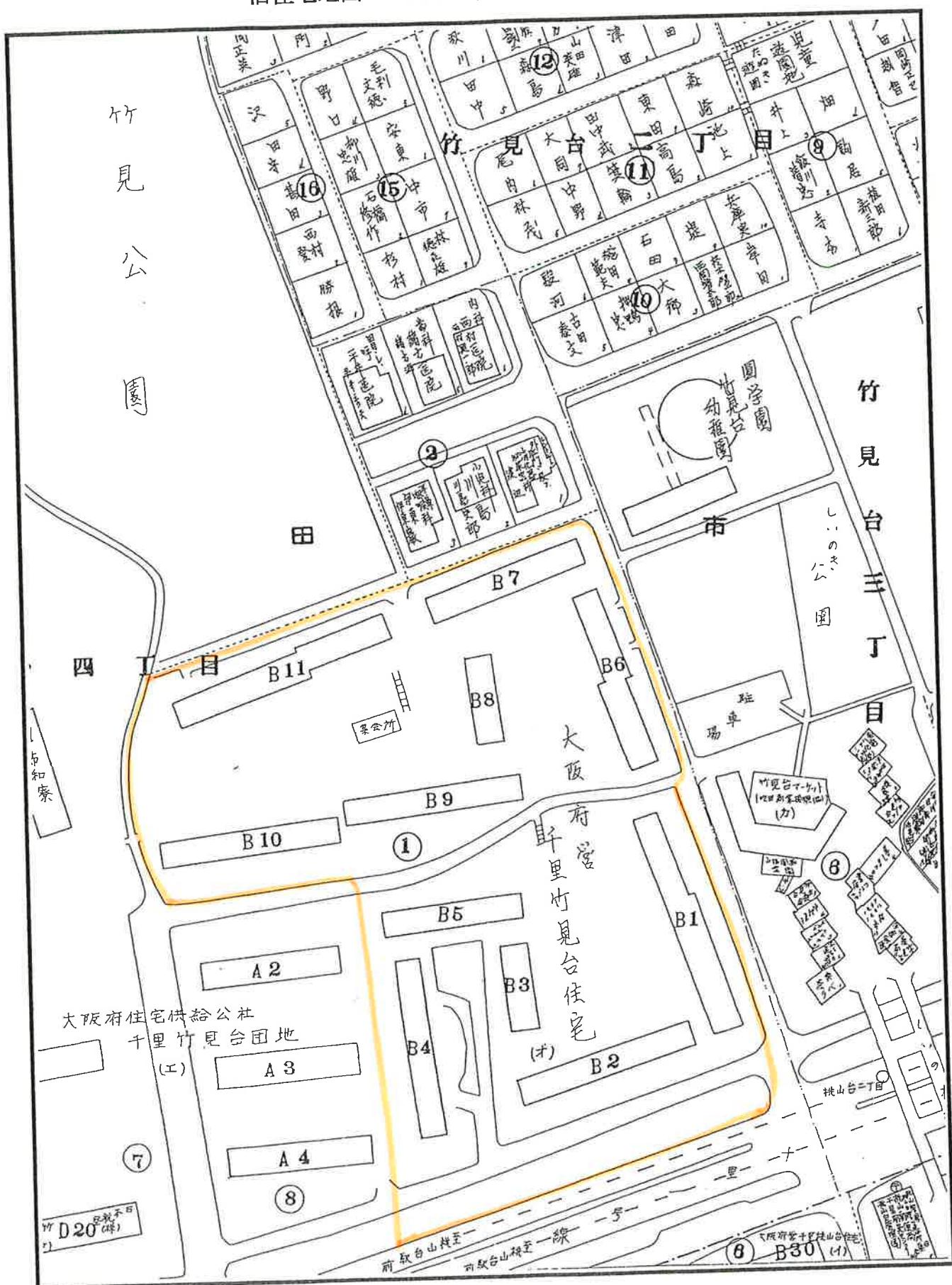
地形図 昭和 44 年(1969 年)



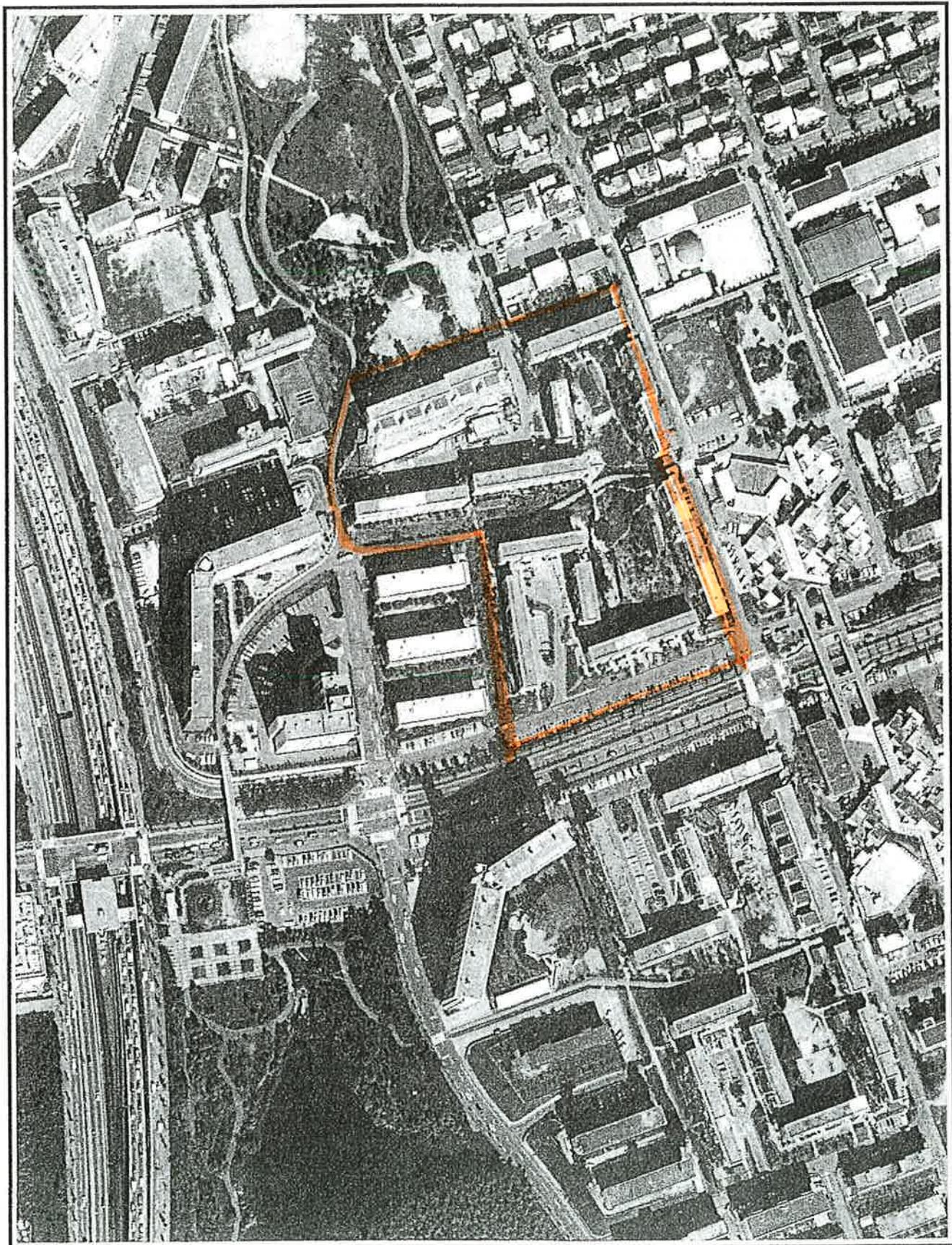
旧航空写真 1971年（昭和46年）



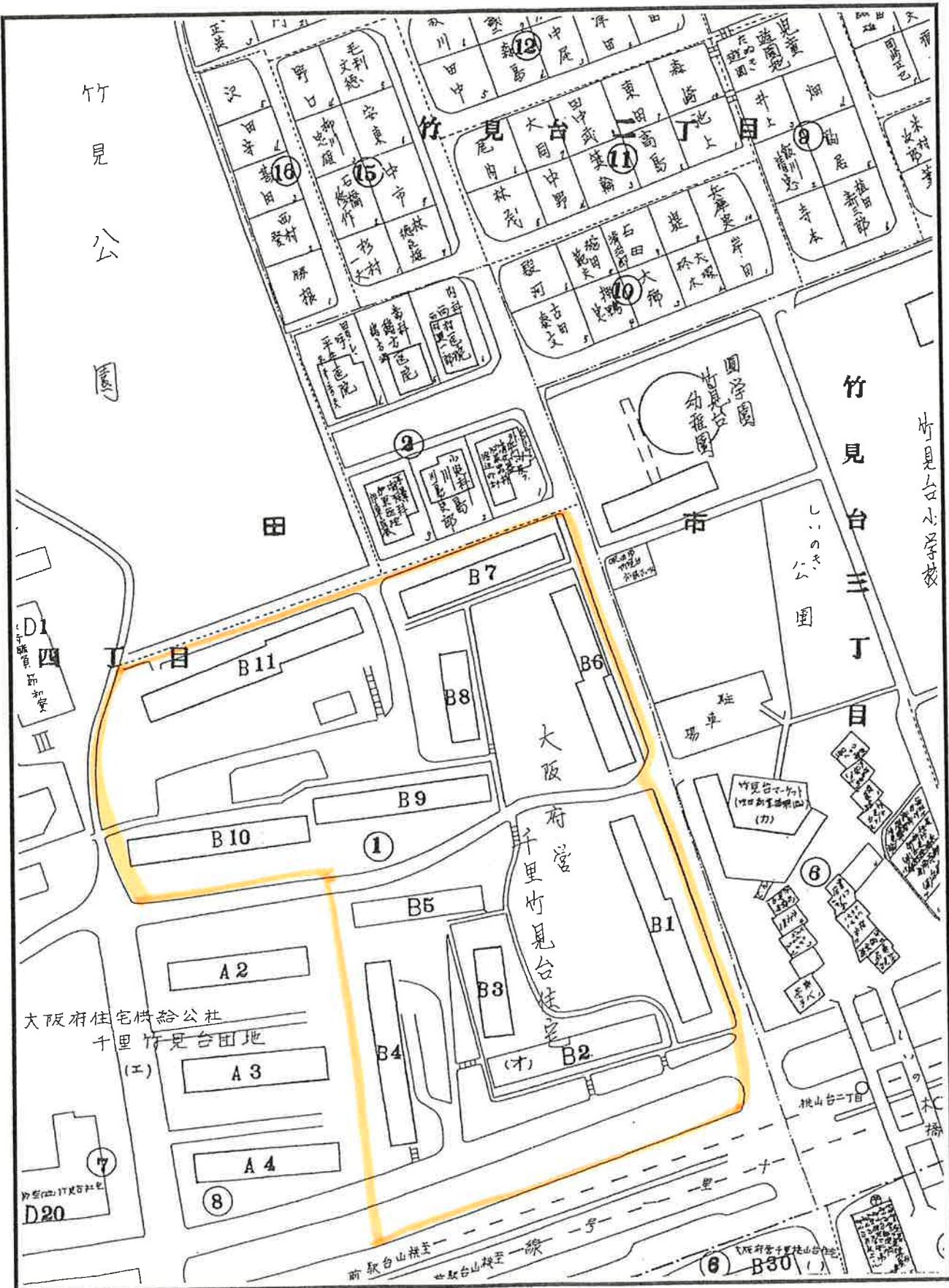
旧住宅地図 1976年(昭和51年)



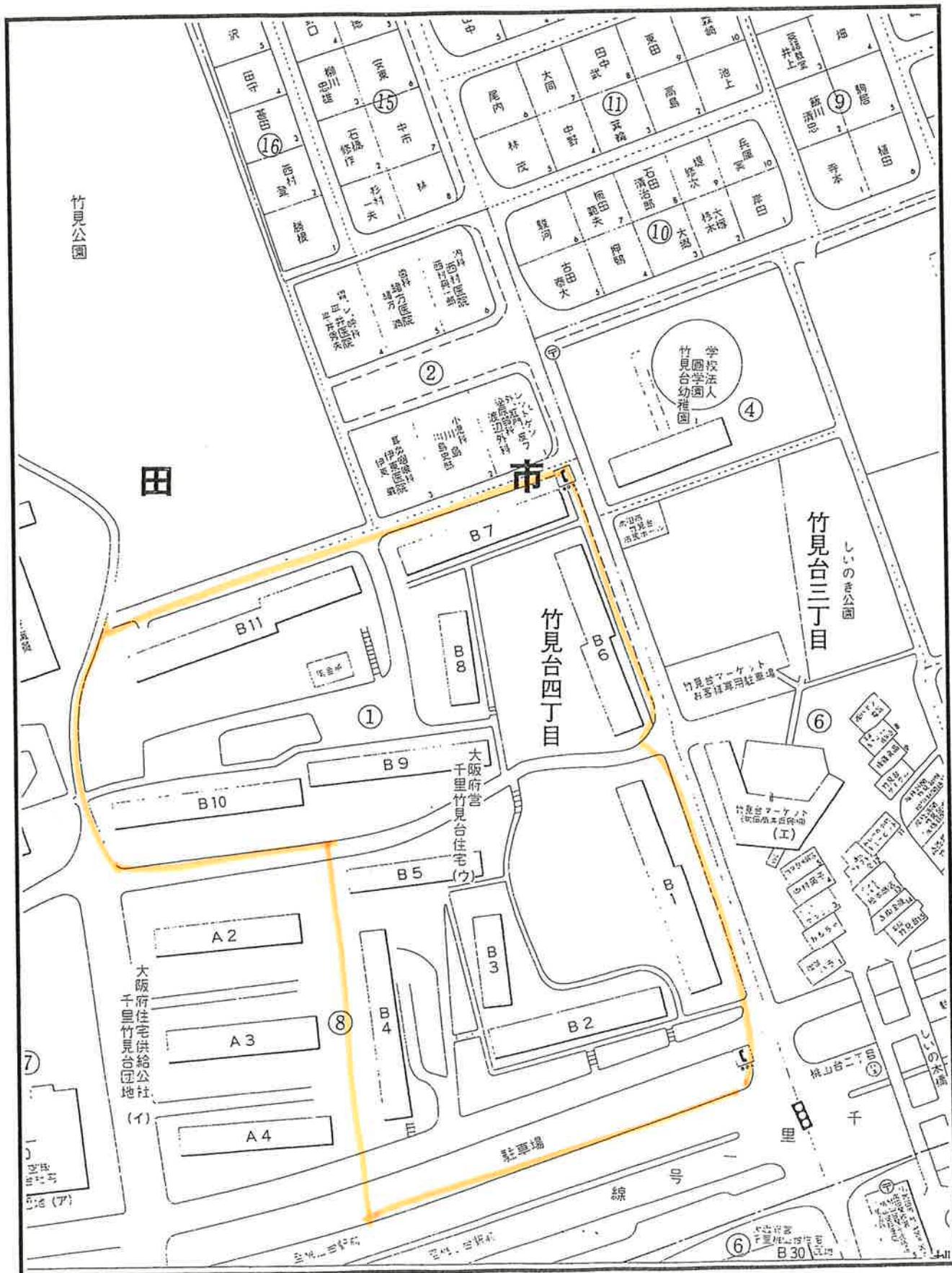
旧航空写真 1979年（昭和54年）



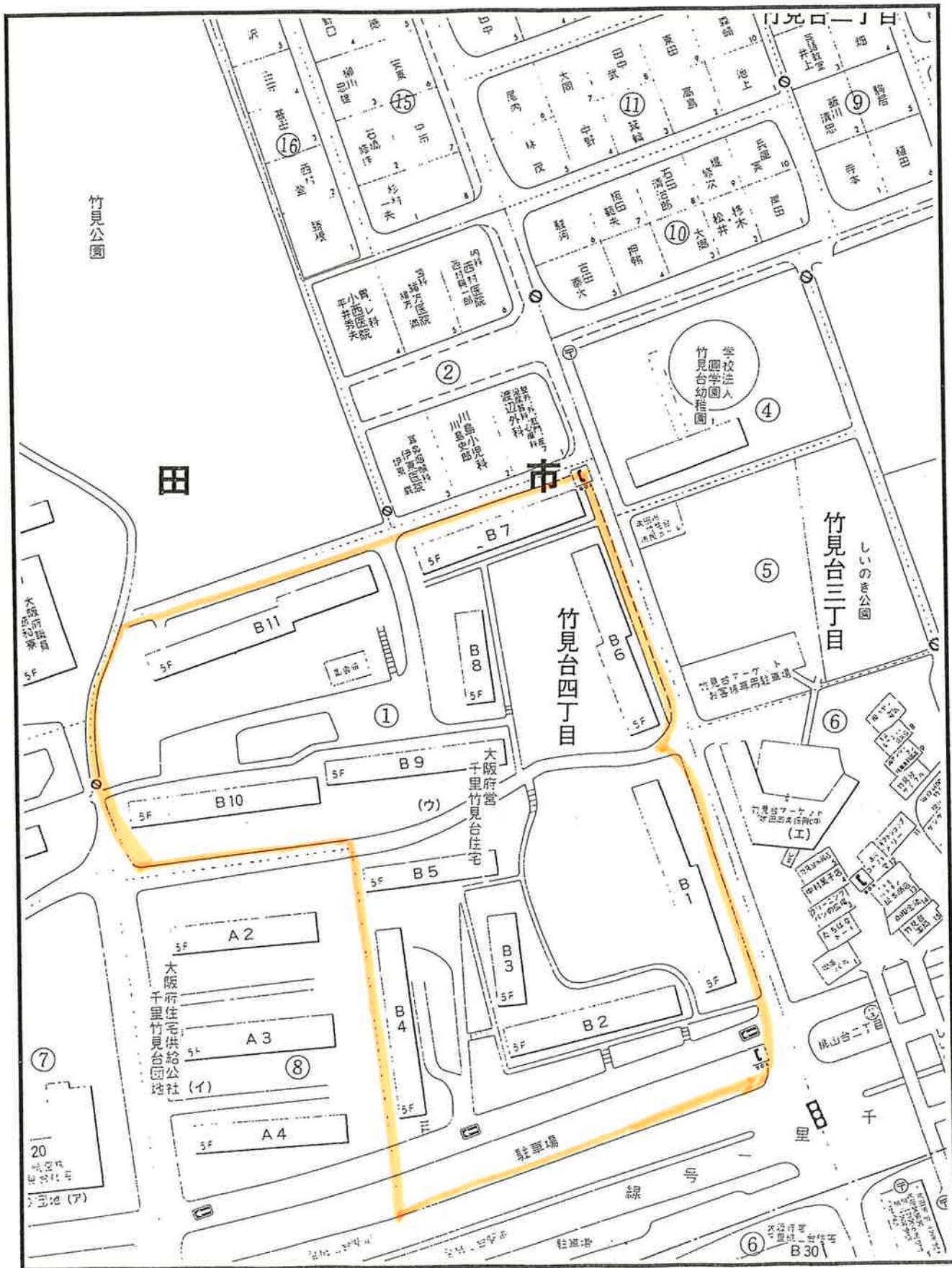
旧住宅地図 1980年(昭和55年)



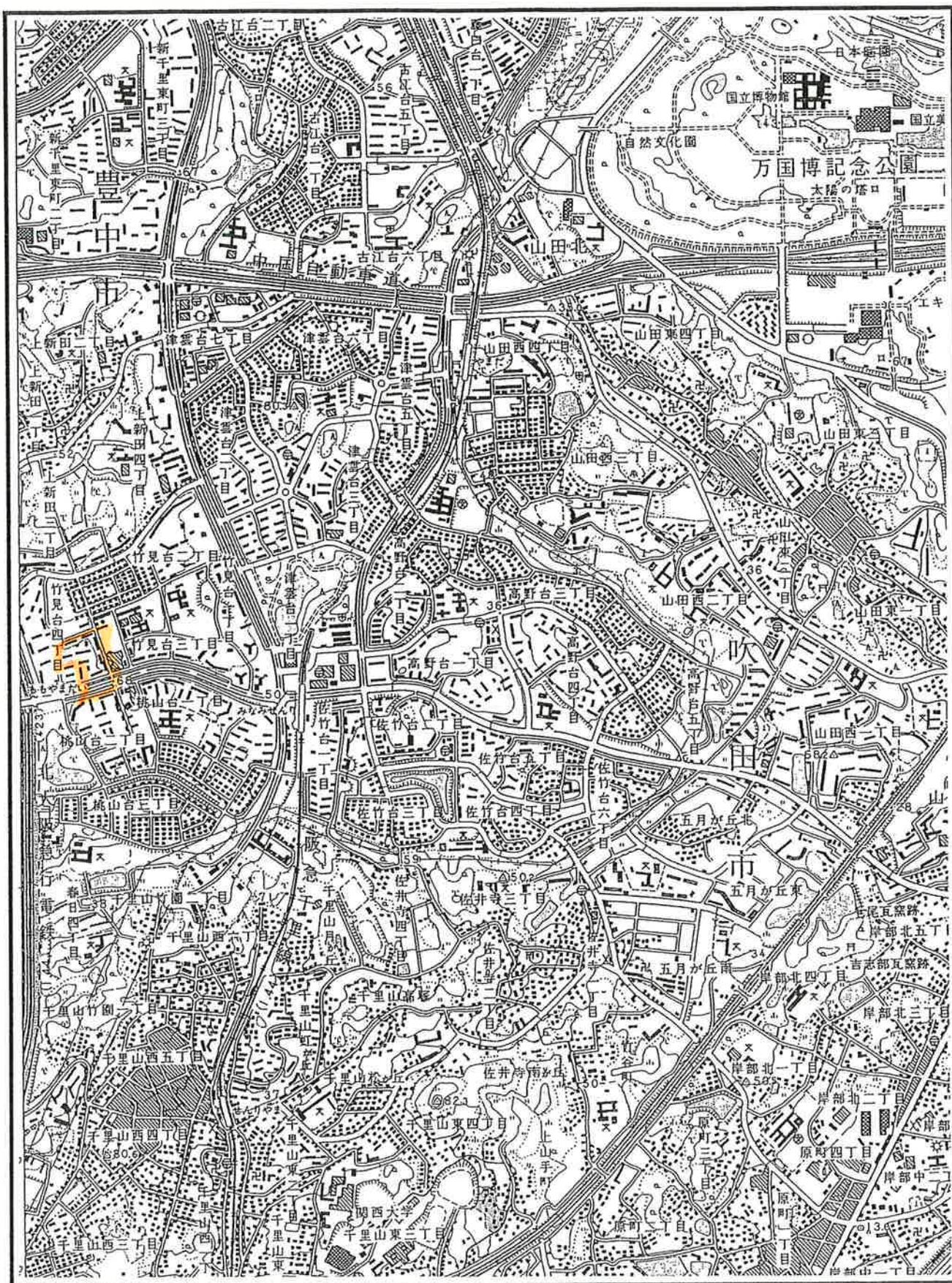
旧住宅地図 1982年(昭和57年)



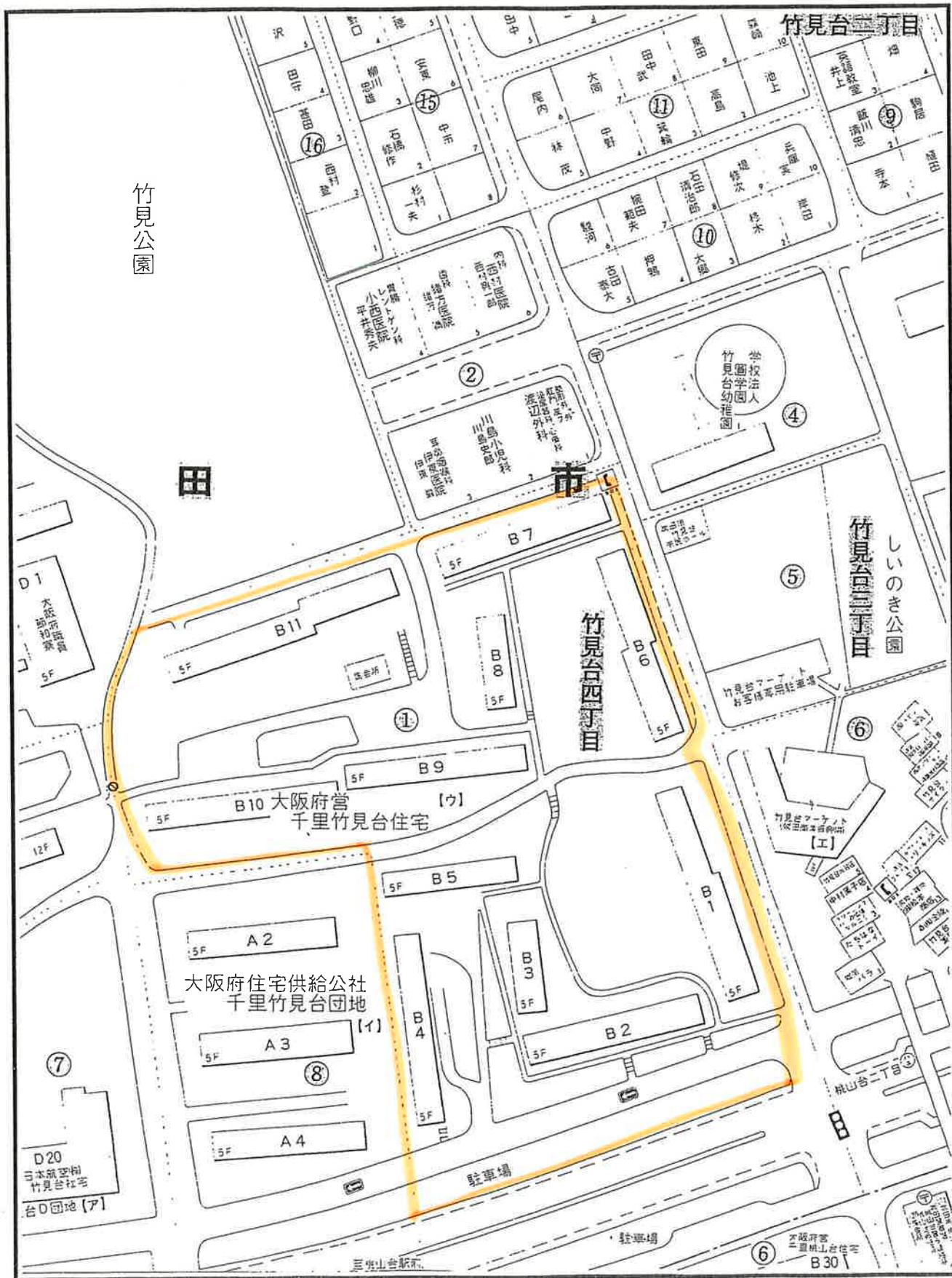
旧住宅地図 1985年(昭和60年)



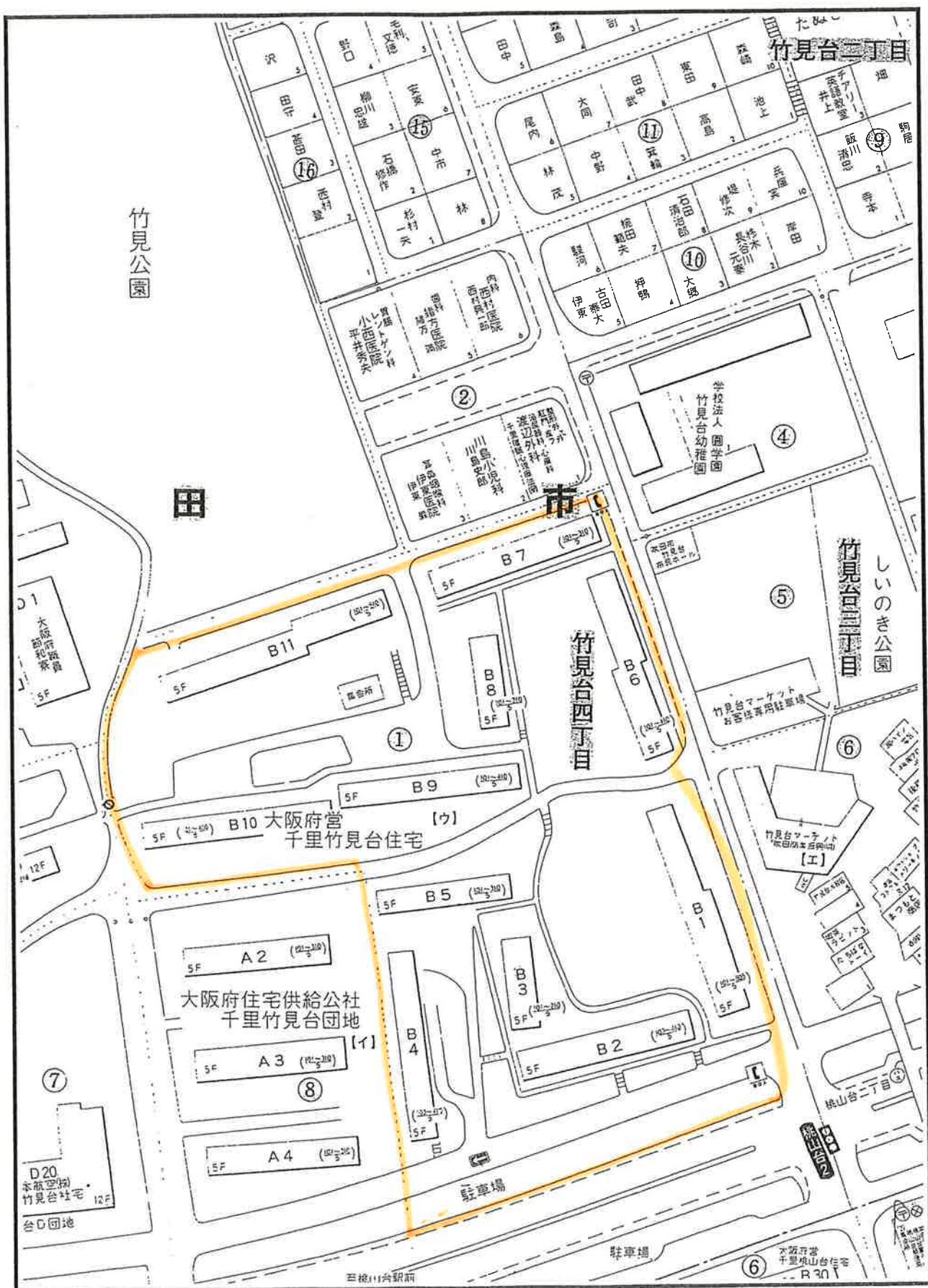
地形図 昭和 61 年(1986 年)



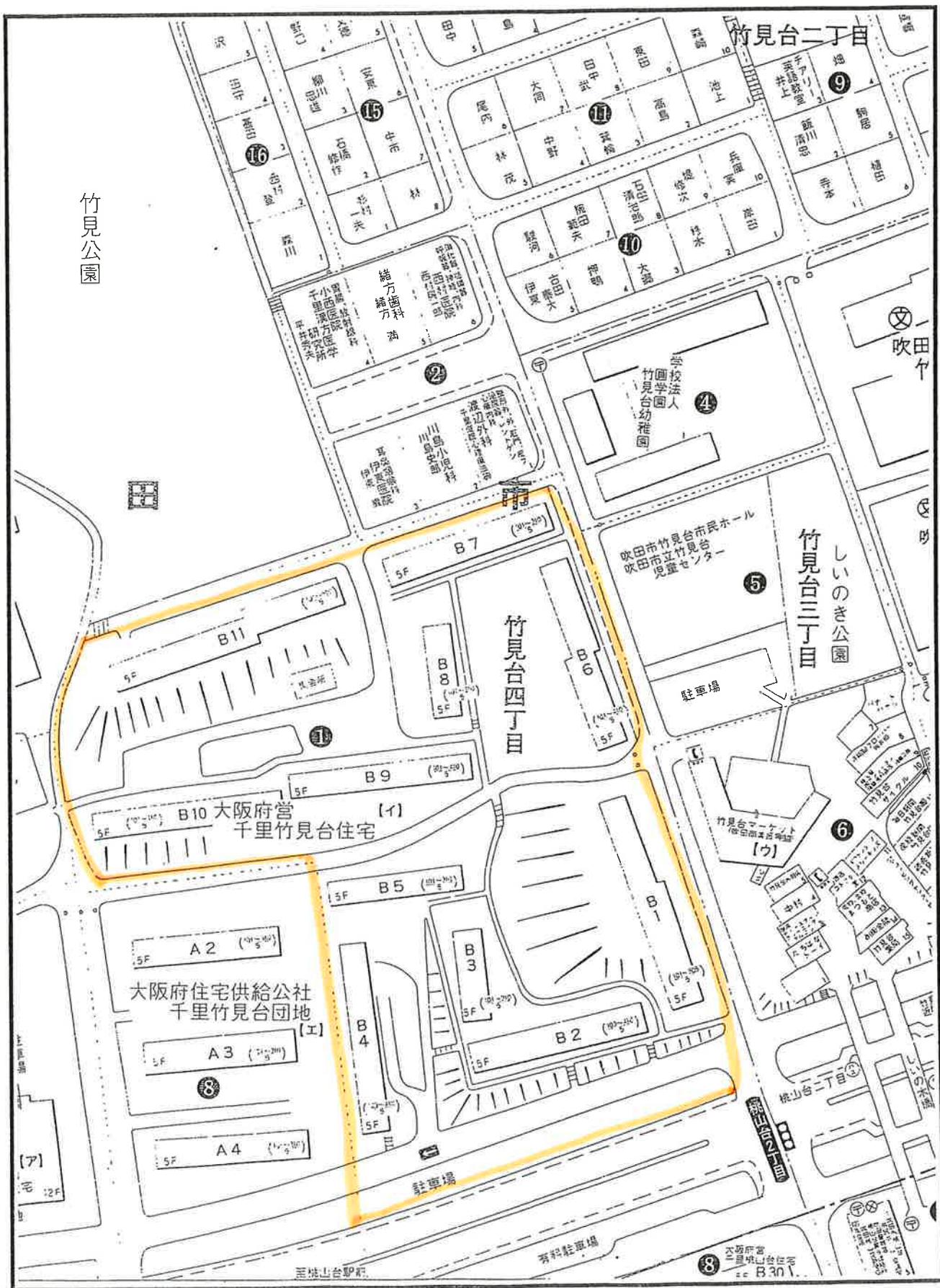
旧住宅地図 1988年(昭和63年)



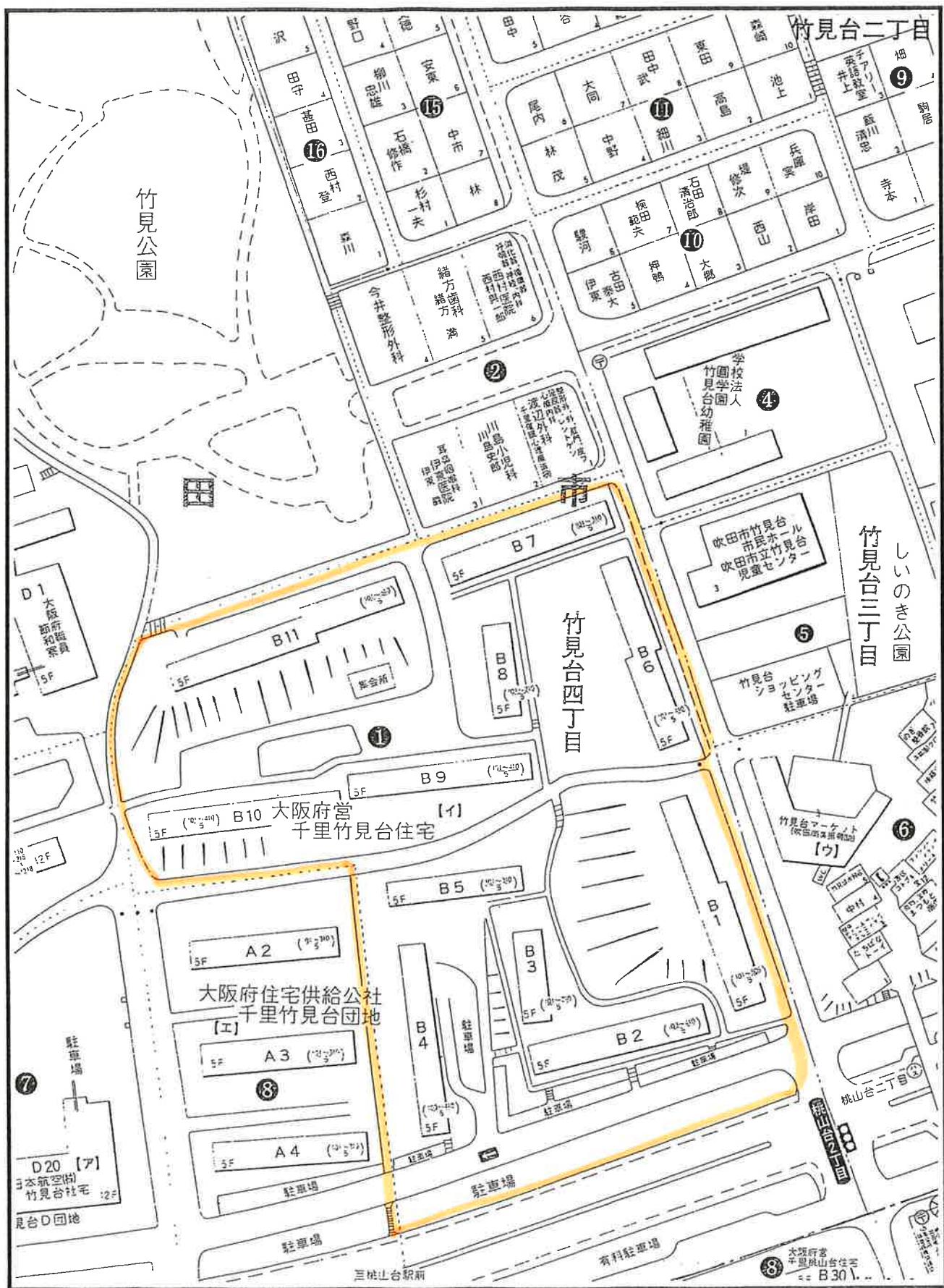
旧住宅地図 1991年（平成3年）



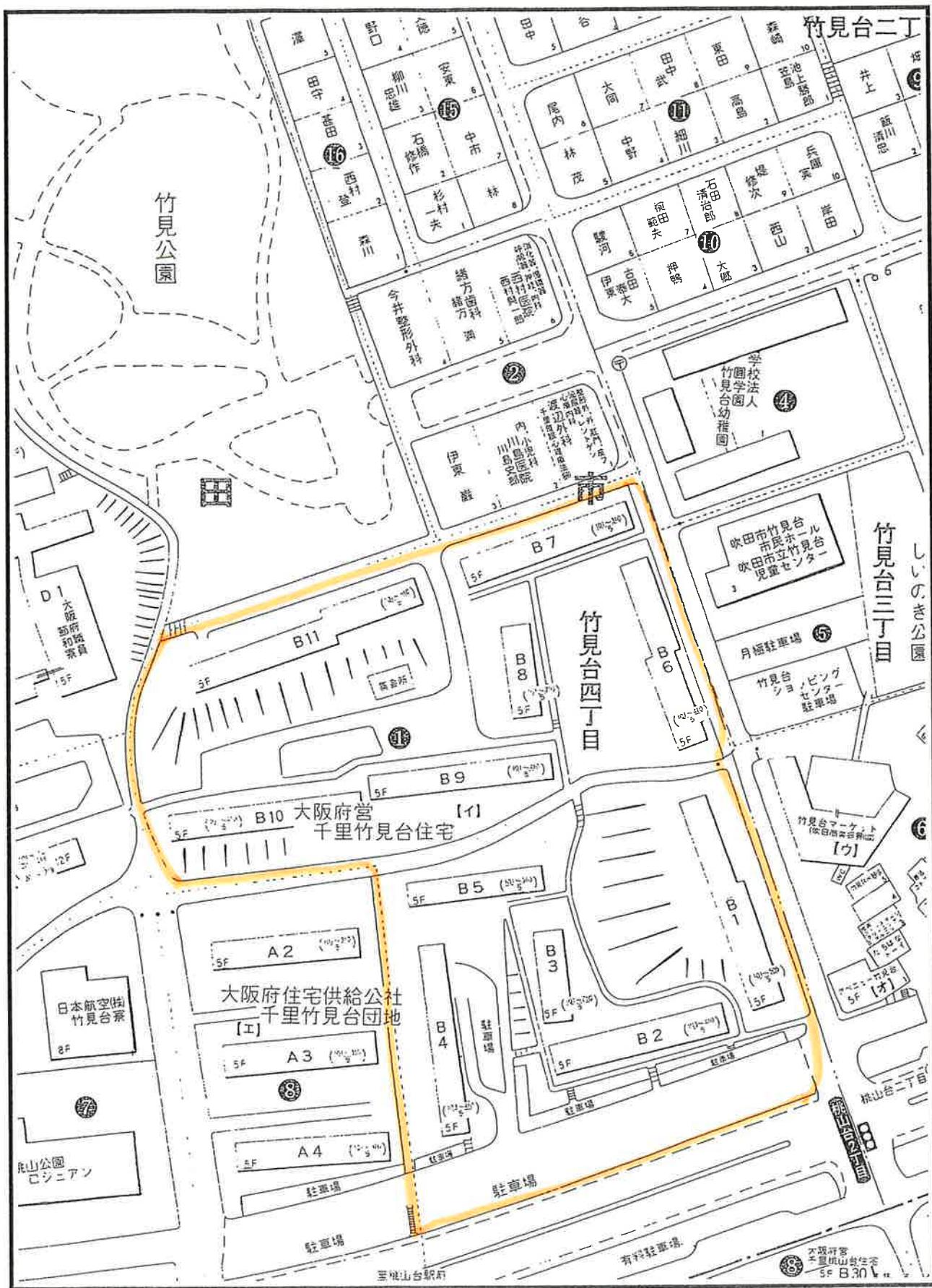
旧住宅地図 1993年(平成5年)



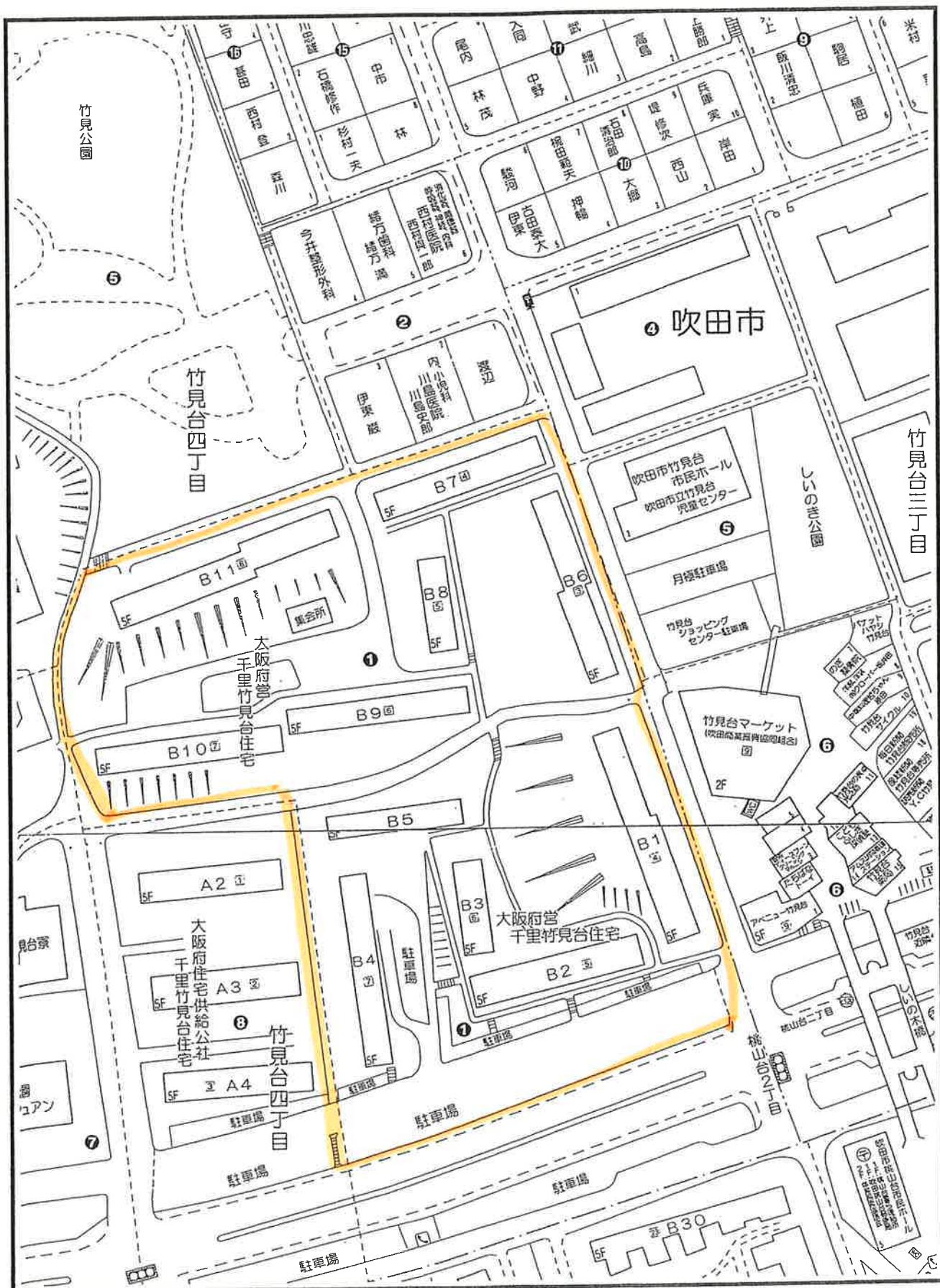
旧住宅地図 1996年(平成8年)



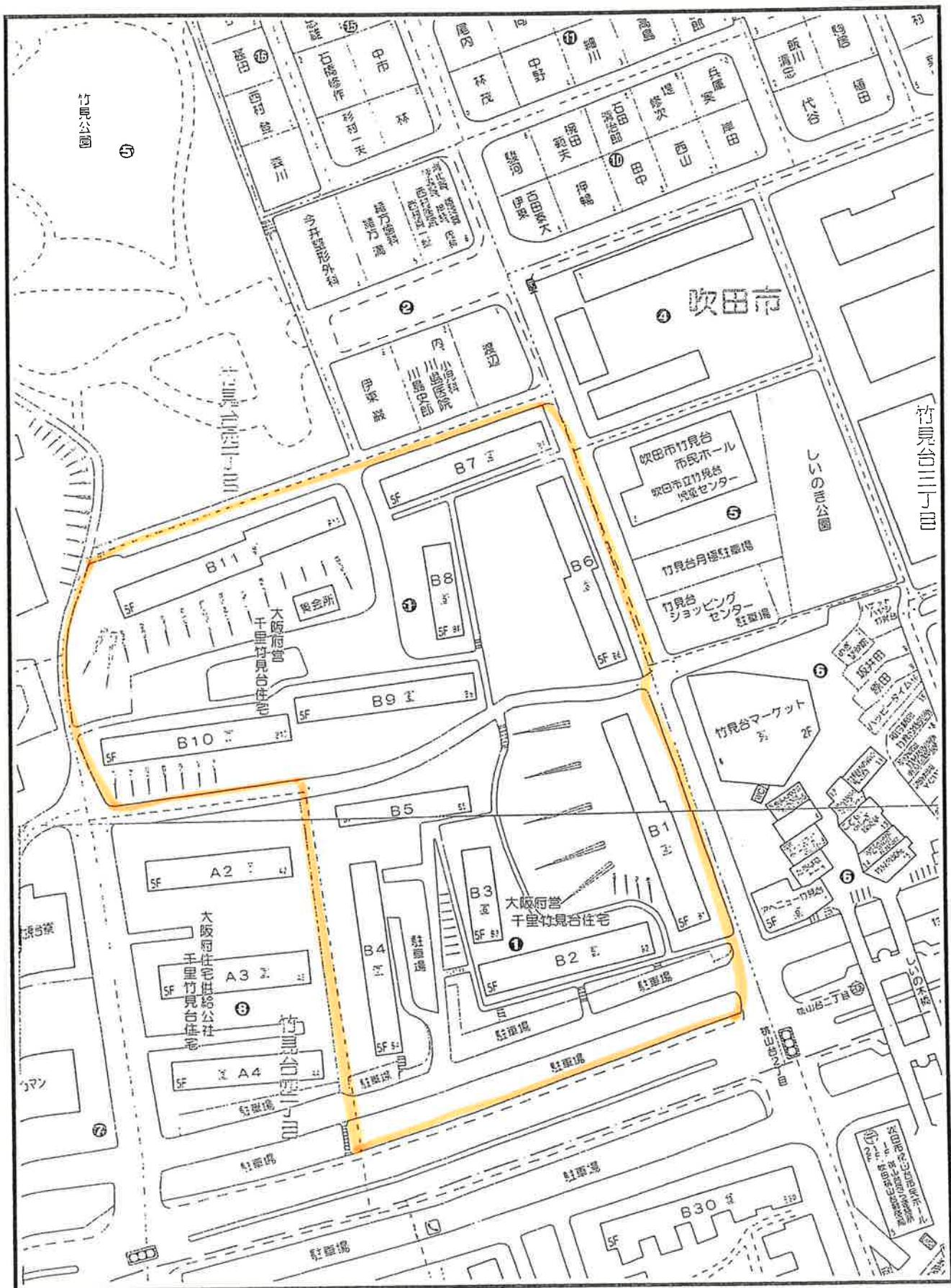
旧住宅地図 1999年(平成11年)



旧住宅地図 2003年(平成15年)



旧住宅地図 2006年(平成18年)



参考資料 I

土壌汚染対策法に定める有害物質の種類

「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」より抜粋

参考資料 I

表 1.2.2-1 指定基準等

分類	特定有害物質の種類	指定基準		地下水基準 (mg/L)
		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	
第一種特定有害物質	四 塩 化 炭 素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—	0.02 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
第二種特定有害物質	ベ ン ゼ ン	0.01 以下	—	0.01 以下
	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シ アン 化 合 物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
第三種特定有害物質	ふつ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下
	シ マ ジ ン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	チ ウ ラ ム	0.006 以下	—	0.006 以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物		検出されないこと	—	検出されないこと

「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置の技術的手法の解説」より抜粋

参考資料Ⅱ

水質汚濁防止法第2条2項に規定する有害物質使用特定施設
(水質汚濁防止法施行令抜粋)

別表第一（第一条関係）

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるるもの

イ 選炭施設

ロ 坑水中和沈でん施設

ハ 挖さく用の泥水分離施設

二 音産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものと除く。）

ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものと除く。）

二 音産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）

ハ 湯煮施設

三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるるもの

イ 水産動物原料処理施設

ロ 洗浄施設

ハ 脱水施設

ニ 漂過施設

ホ 湯煮施設

四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設

ハ 圧搾施設

ニ 湯煮施設

ホ みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、

ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設

ハ 濃縮施設

ニ 精製施設

ホ ヘン過施設

六 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設

七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）

ハ 分離施設

ニ 精製施設

ホ ベン過施設

八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう

九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機

十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）

ハ 搪汁施設

ニ 漂過施設

ホ 湯煮施設

六 蒸りゆう施設

七 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

イ 原料処理施設

ロ 洗浄施設

ハ ベン過施設

ホ 真空濃縮施設

十一 水洗式脱臭施設

十二 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

水質汚濁防止法施行令

イ	原料処理施設	まゆ湯煮施設
ロ	洗浄施設	チップ洗浄施設及びバルブ洗浄施設
ハ	圧搾施設	漂白施設
二	分離施設	抄紙施設(抄造施設を含む。)
三	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるるもの	セロハン製膜施設
イ	原料処理施設	湿式繊維板成型施設
ロ	洗浄施設	ホース洗浄施設
ハ	分離施設	蒸解液濃縮施設
四	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	チップ洗浄施設及びバルブ洗浄施設
イ	原料浸せき施設	漂白施設
ロ	洗浄施設(流送施設を含む。)	抄紙施設(抄造施設を含む。)
ハ	分離施設	セロハン製膜施設
五	澱だめ及びこれに類する施設	湿式繊維板成型施設
六	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ホース洗浄施設
イ	原料処理施設	蒸解液濃縮施設
ロ	ろ過施設	チップ洗浄施設
ハ	精製施設	漂白施設
七	精製造業の用に供する湯煮施設	シルケット機
八	豆類又は豆の製造業の用に供する湯煮施設	トリ染色施設
九	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	トト染色施設
十	十六の二 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	チップ洗浄施設
イ	原料処理施設	漂白施設
ロ	湯煮施設	シルケット機
ハ	洗浄施設	トリ染色施設
十一	十六の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	トト染色施設
二十二	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	チップ洗浄施設
イ	接着機洗浄施設	漂白施設
ロ	湿式バーカー	シルケット機
ハ	接着機洗浄施設	トリ染色施設
二十三	二十一の二 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	トト染色施設
二十四	二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	チップ洗浄施設
二十五	二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	漂白施設
二十六	イ 温式バーカー	シルケット機
二十七	イ 温式バーカー	トリ染色施設
二十八	二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
二十九	二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	チップ洗浄施設
三十	二十八 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
三十一	二十九 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
三十二	三十 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
三十三	三十一 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
三十四	三十二 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
三十五	三十三 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
三十六	三十四 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
三十七	三十五 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
三十八	三十六 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
三十九	三十七 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
四十	三十八 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
四十一	三十九 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
四十二	四十 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
四十三	四十一 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
四十四	四十二 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
四十五	四十三 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
四十六	四十四 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
四十七	四十五 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
四十八	四十六 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
四十九	四十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
五十	四十八 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
五十一	四十九 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
五十二	五十 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
五十三	五十一 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
五十四	五十二 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
五十五	五十三 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
五十六	五十四 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
五十七	五十五 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
五十八	五十六 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
五十九	五十七 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
六十	五十八 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
六十一	五十九 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
六十二	六十 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
六十三	六十一 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
六十四	六十二 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
六十五	六十三 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
六十六	六十四 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
六十七	六十五 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
六十八	六十六 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
六十九	六十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
七十	六十八 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
七十一	六十九 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
七十二	七十 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
七十三	七十一 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
七十四	七十二 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
七十五	七十三 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
七十六	七十四 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
七十七	七十五 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
七十八	七十六 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
七十九	七十七 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
八十	七十八 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
八十一	七十九 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
八十二	八十 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
八十三	八十一 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
八十四	八十二 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
八十五	八十三 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
八十六	八十四 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
八十七	八十五 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
八十八	八十六 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
八十九	八十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
九十	八十八 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
九十一	八十九 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
九十二	九十 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
九十三	九十一 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
九十四	九十二 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
九十五	九十三 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
九十六	九十四 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設
九十七	九十五 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	トト染色施設
九十八	九十六 カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機	漂白施設
九十九	九十七 群青製造施設のうち、水洗式分別施設	シルケット機
一百	九十八 木廃ガス洗浄施設	トリ染色施設

二 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設	ト 無水けい酸製造施設のうち、反応施設
三十二 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	ト 青酸製造施設のうち、吸着施設及び沈殿施設
イ 海水マグネシア製造施設のうち、塩酸回収施設	チ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
ロ バリウムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	ヌ 廃ガス洗浄施設
ハ 湿式集じん施設	ル 湿式集じん施設
二十八 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	二十八 カーバイト法アセチレンガス発生施設
イ 湿式アセチレンガス洗浄施設	ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設
ハ 水洗式分別施設	ハ 水洗式分別施設
二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	二十九 ポリビニルアルコール蒸りゆう施設
イ ベンゼン類硫酸洗浄施設	二 アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設
ロ 静置分離器	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
ハ クロロブレンノノマー洗浄施設	ヘ クロロブレンノノマー洗浄施設
三十 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	二十九 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
ロ 蒸りゆう施設	ロ 静置分離器
ハ ろ過施設	ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	三十 発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 原料処理施設	イ 水洗施設
ロ 蒸りゆう施設	ハ 脱水施設
ハ ろ過施設	ハ ラテックス濃縮施設
二 水洗施設	二 スチレン・ブタジエンゴム、二トリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離
二 蒸りゆう施設	二 スチレン・ブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離
三十 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	三十 有機ゴム製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、精製施設
ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設	ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	三十六 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ ろ過施設	イ ろ過施設
ロ 磨耗分離施設	ロ 磨耗分離施設
ハ 温式集じん施設	ハ 温式集じん施設
二 廃ガス洗浄施設	二 廃ガス洗浄施設
ハ 遠心分離機	ハ 遠心分離機
二 静置分離器	二 静置分離器
ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設	ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設
ハ ボリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設	ハ ボリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設
ト 中圧法又は低圧法によるボリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設	ト 中圧法又は低圧法によるボリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
チ ボリブテンの酸又はアルカリによる処理施設	チ ボリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
リ 廃ガス洗浄施設	リ 廃ガス洗浄施設
ヌ 温式集じん施設	ヌ 温式集じん施設
三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの	三十四 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるものの
イ ろ過施設	イ ろ過施設
ロ 脱水施設	ロ 脱水施設
ハ 水洗施設	ハ ラテックス濃縮施設
二 スチレン・ブタジエンゴム、二トリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離	二 スチレン・ブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離
二 蒸りゆう施設	二 蒸りゆう施設
三十五 有機ゴム製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	三十五 有機ゴム製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ 蒸りゆう施設	イ 蒸りゆう施設
ロ 分離施設	ロ 分離施設
ハ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	ハ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設
チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設
リ 二-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設	リ 二-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設
ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設	ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
ル トリエンジソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	ル トリエンジソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
オ ノルマルバラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設	オ ノルマルバラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設

水質汚濁防止法施行令

- | | |
|---|---|
| ハ プロピレンオキサイド又はプロピレンクリールのけ
ン化器 | カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 |
| タ 廉ガス洗浄施設 | 三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| 口 塩析施設 | 三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| イ 原料精製施設 | 四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設 |
| 口 脱臭施設 | 四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| イ 洗浄施設 | 四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| 口 抽出施設 | 四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 |
| ハ 洗浄施設 | 四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| イ 原料処理施設 | 四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設 |
| 口 石灰づけ施設 | 四十六 第二十八条から前号までに掲げる事業以外の有機化學工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| 口 脱水施設 | 五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| イ 原料処理施設 | 五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| 口 石灰づけ施設 | 五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| 口 石油常圧蒸りゆう施設 | 五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッヂヤーブラント |
| ハ 脱硫施設 | 五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設 |
| 二 撥発油・灯油又は軽油の洗浄施設 | 五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 |
| 木 潤滑油洗浄施設 | 五十八 黑茶原料(うわ茶原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| 五十一の一 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 | 五十九 砂石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| 五十一の二 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテシックス成形洗浄施設 | 六十 砂利採取業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| 六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの | 六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| イ タール及びガス分離施設 | 六十二 砂利採取業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |
| 口 ガス冷却洗浄施設 | 六十三 烧入れ施設 |
| ハ 圧延施設 | 六十四 湿式集じん施設 |
| 二 烧入れ施設 | 六十五 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの |

イ 還元そう 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）	ロ 入浴施設 ハ 水銀精製施設
六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設	ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	二 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を除く。）
六十六の三 石炭を燃料とする火力発電施設（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規模火力発電施設」という。）	六十六の二 水道施設（水道法（昭和三十一年法律第二百七十七号）第三条第八項に規定するものを除く。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものを除く。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものを除く。）のうち、浄水施設であつて、次に掲げるものの（これらに係るもの）の净水能力が「日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規模浄水施設」という。）
六十六の四 小規模火力発電施設（以下「小規発」といふ。）のうち、小規発の総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規火発」といふ。）	六十六の四 小規火発のうち、小規火発の総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規火発」といふ。）
六十六の五 飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものに除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規飲食店」といふ。）	六十六の五 飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものに除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規飲食店」といふ。）
六十六の六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他、通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規飲食店」といふ。）	六十六の六 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他、通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規飲食店」といふ。）
六十六の七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他のこれらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規飲食店」といふ。）	六十六の七 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他のこれらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの（以下「小規飲食店」といふ。）
六十七 洗たく業の用に供する洗浄施設	六十七 洗たく業の用に供する洗浄施設
六十八 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	六十八の二 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものを除く。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設
六十九 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	六十九の二 中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定するものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）
七十 麻油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第二条第十四号に規定するものを除く。）	七十 麻油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第二条第十四号に規定するものを除く。）
七十一 自動式車両洗浄施設	七十一 自動式車両洗浄施設
七十二 科学技術（人文学のみに係るもの（以下「小規科学技術」といふ。）	七十二 科学技術（人文学のみに係るもの（以下「小規科学技術」といふ。）
七十三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第八条第一項に規定するものを除く。）である焼却施設	七十三 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第八条第一項に規定するものを除く。）である焼却施設

水質汚濁防止法施行令

七十一の四 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のう

次に掲げるもの

六、六年政令第三百三号) 第十七条第一項、第三項から第六項まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理管理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう)が設置するもの

口 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号から第十三号までに掲げる施設
七十一の五 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿処理槽を除く。）

七十三 下水道終末処理施設
七十四 特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

*七 一 号 の 「 環 境 省 令 」 と 規 則 の 二 別 表 第 二 （ 第 四 条 の 二 関 係 ）